(十)	(十)
エスカレーターを有する建築物	エスカレーターを有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ヲ)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(五)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ヲ)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)
(十一)	(十一)
避雷設備を有する建築物	避雷設備を有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)

二　(略)

6～11　(略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二　法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　(略)

二　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

2～5　(略)

6　前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　(略)

二　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

一～三　(略)

(十)	(十)
エスカレーターを有する建築物	エスカレーターを有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ヲ)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(五)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ヲ)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)
(十一)	(十一)
避雷設備を有する建築物	避雷設備を有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)

二　(略)

6～11　(略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二　法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　(略)

二　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状

2～5　(略)

6　前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　(略)

二　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状

一～三　(略)